

平成27年8月5日

お客さま 各位

山形第一信用組合  
理事長 鈴木 貞一

**当組合以外の金融機関さま発行のカードによる  
当組合ATMご利用時の手数料誤徴収についてのお知らせ（追加）**

平素は、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合以外の金融機関さま発行のカードにより当組合が設置しておりますATMをご利用いただきました際に、お客さまから手数料を過大に徴収しておりました件については、平成27年2月27日付にて、当組合のホームページにて公表しておりましたが、新たに手数料を過大に徴収していた時間帯があることが判明しましたのでお知らせいたします。

ご利用いただきましたお客さま、その取引金融機関さま、そして地域の皆様には再び多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり誠に申し訳ございません。衷心よりお詫び申し上げます。なお、内容につきましては、下記のとおりでございます。

記

1. 該当するATMの設置場所

- ・当組合の本支店に設置しております当組合のATM

2. 誤徴収の発生内容

(1) 発生原因

手数料に関する登録に誤りがあり、管理態勢が不十分となっております。

(2) 誤徴収手数料の詳細

上記の当組合ATMにおいて、平日の午前8時45分から午前9時までの間に当組合以外の金融機関さま発行のカードにより入金・出金（振込のための出金も含む）取引をされたお客さまから、手数料として本来105円<sup>※1</sup>を戴くべきところ、誤って210円<sup>※1</sup>で戴いていたものであります。

※1 平成26年4月1日以降は、それぞれ108円、216円となります。

(3) 誤徴収が判明した期間およびご利用時間帯

平成18年1月4日（水）から平成27年7月10日（金）までの間の平日の午前8時45分から午前9時までの間に当組合以外の金融機関さま発行のカードにより入金・出金（振込のための出金も含む）されたお取引。

3. お客さまへの対応ならびにお取引金融機関さまへのお願い

(1) 平成21年10月1日以降に誤徴収が発生したもの（4金融機関さまで13件のお取引）

カード発行の4金融機関さまに対しましては、当組合で保有しておりますデータをもとに、ご利用者のご氏名、ご住所、口座番号の特定をお願いしております。

カード発行の4金融機関さまのご協力により、お客さまの特定ができましたら該当するお客さまに対しまして、「ご説明とお詫びのお知らせ」を発送させていただいたうえで過大に徴収いたしました手数料について全額のご返金の手続きを取らせていただ

きます。

(2) 平成18年1月4日以降、平成21年9月30日までに誤徴収が発生したもの

**【お客さまへ】**

平成18年1月4日以降、平成21年9月30日までの午前8時45分から午前9時までの間に当組合以外の金融機関さま発行のカードで当組合のATMをご利用なされた方は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

**【金融機関さまへ】**

この間のお取引については当組合で対象となる取引を検索できるデータを保有しておりません。また、取引時間を確定するには平日のお取引ということもあり最大で18,949件のお取引データの調査が必要となり、お取引先の金融機関さまに調査をご依頼するには莫大な作業となることが想定され、作業量に余りあることから、ご利用のお客さまから申出があった場合についてのみカード発行の金融機関さまにご調査を願ひ、お客様に謝罪とご返金をさせていただきます。カード発行金融機関さまにおかれましては、ご利用のお客さまからお問い合わせ等がございましたら下記のお問い合わせ先にご案内いただきますようお願い申し上げます。ご返金の際には大変な事務のご負担になるとは存じますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当組合でデータを保有しております、平成21年10月1日から平成27年7月10日までの期間を検証した結果、該当件数は13件であることが判明いたしました。当組合でデータを保有していない、平成18年1月4日から平成21年9月30日までの期間について、前記の期間に照らして推測した場合、18,949件のうち、最大で15件程度が該当するものと考えられます。

4. 再発防止策

今後につきましてはシステムへの登録・変更にかかる管理態勢を確立し、再発防止に努めてまいります。

以 上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

山形第一信用組合 事務部（担当：山木、須貝）

電話番号 0238-52-3299 受付時間 営業日の午前9時から午後5時30分まで